

令和7年6月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和7年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年6月5日（木）午後2時30分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第8号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
議案第9号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
報告第6号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について
議案第10号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第12号 市川市博物館協議会委員の任命について
議案第13号 市川市少年補導員の委嘱について
報告第7号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第8号 市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約に関する臨時代理の報告について
報告第9号 市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
報告第10号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第11号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第12号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第13号 損害賠償の額の決定に関する臨時代理の報告について
報告第14号 令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について

- 5 その他
- 6 閉会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第8号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
議案第9号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
- 2 報告第6号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について
- 3 議案第10号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第12号 市川市博物館協議会委員の任命について
議案第13号 市川市少年補導員の委嘱について
- 4 報告第7号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第8号 市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約に関する臨時代理の報告について
報告第9号 市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
報告第10号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第11号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第12号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第13号 損害賠償の額の決定に関する臨時代理の報告について
報告第14号 令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について
- 5 その他（1） 令和7年度における教科書展示について

5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	山元	幸恵
委員	大高	究

委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	品川	貴範
教育振興部次長	中崎	士
学校教育部長	池田	淳一
学校教育部次長	小島	信也
学校教育部次長	小林	義行
教育総務課長	益子	隆史
教育政策課長	近藤	政人
教育施設課長	石川	元浩
生涯学習振興課長	館野	裕之
生涯学習振興課副参事	西脇	紘志
文化財課長	小笠原	勝海
図書館課長	米田	有貴子
義務教育課長	森角	有和
指導課長	吉野	貴子
保健体育課長	坂井	創一
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	寺田	啓子
スポーツ推進課長	矢島	裕樹
こども施策課長	井上	雄一

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	新田	伸子
//	副主幹	福井	輝
//	主 査	木下	堯

○教育長

それでは、ただ今から、令和7年6月定例教育委員会を開会いたします。議事に入る前に、塩焼小学校の元教頭が、学校徴収金を着服した件につきまして、市川市立学校教育の信頼を損ねるという行為がありましたので、お詫びをさせていただきます。今週末から開催されます定例市議会におきまして1,300万円強の賠償を議案提出しているところでございます。教育委員会として、再発防止のために、学校管理費や学校徴収金管理マニュアルの改訂を行うとともに、臨時の校長会・教頭会を開催し周知徹底したところでございます。さらに、直接学校が学校徴収金を取り扱わないような仕組みについても検討しようと考えているところでございます。二度とこういった不祥事がないように努めていきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、報告9件、その他1件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第10号から第12号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」、並びに報告第14号「令和7年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、公開案件がすべて終了してから行うものとします。それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、広瀬由紀委員、田中大介委員を指名いたします。続いて、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第8号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の1ページをご覧ください。現在、委嘱している委員のうち、関係行政機関の委員長が改選されたため、市長が新たに委員を委嘱することについて、ご意見を伺うものであります。議案の3ページをお願いいたします。関係行政機関である千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部の改選後の委員長である小西昭仁氏を、新たに委員として委嘱したいとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第9号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の5ページをご覧ください。市川市子ども・子育て会議委員について、市川市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定に基づき、市長が新たに委員を委嘱することについて、ご意見を伺うものであります。議案の7ページをお願いいたします。今回、第六期の委員が本年6月30日をもって任期満了となることから、第七期の委員を委嘱したいとのことでございます。任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間とし、「学識経験のある者」、「関係団体の推薦を受けた者」、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」、「子どもの保護者」、「市民」の5つの区分より選出を行い、合計15名で構成するとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛

成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。なお、スポーツ推進課長、及びこども施策課長におかれましては、このあと他の公務があると同っております。どうぞご退席ください。次に、説明の都合上「報告」に入ります。報告第6号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について」を説明してください。

○教育長

それでは、令和6年度の教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、報告させていただきます。別冊1「令和6年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価点検・評価報告書（案）」をご覧ください。市川市の第4期教育振興基本計画は令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間としており、今回報告させていただく内容は、第4期における初年度の点検・評価となります。1ページをご覧ください。点検・評価の概要でございますが、中ほどに目的というところがございましてご覧ください。この点検・評価の目的でございすけれども、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たし、教育の一層の振興を図ることを目的として行っているところでございす。対象としましては、令和6年度に進めておりました施策を点検・評価をするといったものでございす。その方法でございすけれども、施策を支える事業の取り組み状況に基づく事業の評価と、成果指標の達成状況に基づく成果指標の評価を基に、施策評価を行うこととしています。なお、7年度からは、各事業の重要成果指標（KPI）に基づく評価についても進めていこうと考えているところでございす。2ページをご覧ください。市川市の第4期の教育振興基本計画の体系でございす。3つの基本方針のもと、10の目標と31の施策で定め、総合的かつ計画的に教育の振興を図ることとしています。本点検・評価報告書では、31の施策ごとに評価をしております。3ページ以降は、具体的な評価方法及び施策ごとの評価結果となりますので、事務局よりご説明させていただきます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりました。詳細な説明は、次の議案第10号で行われるとのことですので、具体的な内容に関する質疑応答はそれの際にお願いできればと思います。これにて、報告第6号を終了いたします。続きまして、「議案」に戻ります。議案第10号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題と

いたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育政策課長

教育政策課長です。はじめに、具体的な評価方法及び施策ごとの評価結果についてご説明いたします。別冊1の3ページをご覧ください。施策の評価方法でございます。評価については、事業の進捗状況等による「事業の評価」と、アンケート等による「成果指標の評価」、それらを組み合わせた「施策の評価」の3つを評価しております。

まず、事業評価は、①効果的で適切な取り組みを行い課題の解消が進んでいるか、②施策の目標達成に向けた成果が見られるか、という2つの観点を基に各所管課が自己評価をしたものです。いずれかの観点を満たしていれば、評価は「良好」となります。次に、成果指標は、施策・事業を実施したことによる影響度や効果を把握するための指標です。担当課の調査やアンケートにより実績値を出しており、実績値に応じて表のとおり「100～90％を達成」「90％未満～80％を概ね達成」「80％未満を未達成」として評価を行っています。また、割合が低いことが評価される成果指標は「0～10％未満を達成」「10％～20％未満を概ね達成」「20％以上を未達成」としています。さらに、統一の評価方法では評価できない成果指標については、独自の目標値を設定し評価をしております。対象については、施策のページの「成果指標の内容」の欄に※印で記載しております。この2つを評点のとおり点数化し組み合わせたものが「施策の評価」となります。一つの施策に複数の事業と成果指標がありますので「事業の評価」と「成果指標の評価」それぞれで、総項目数のうち「良好」「達成」及び「概ね達成」の割合から評点し、2つの評点の合計値を基に、施策が「順調」に進捗したのか「概ね順調」なのか、進捗に「やや遅れあり」なのか「遅れあり」なのかを評価しています。なお、令和7年度以降の評価については、各事業の重要成果指標（KPI）に基づく事業の評価と、令和6年度の成果指標の実績値と評価年度の実績値を比較する成果指標の評価をもとに、施策の評価を行うこととしたいと考えております。4ページをご覧ください。こちらには、成果指標に用いたアンケートの凡例の説明を載せております。5ページをご覧ください。こちらは施策ごとの評価の一覧でございます。結果として各評価の施策数は「順調」が15、「概ね進展」が10、「やや遅れあり」が6、「遅れあり」が0となっております。7ページ以降は、施策ごとの点検及び評価となります。各施策の中から「やや遅れあり」と評価した6つの施策について順にご説明させていただきます。15ページをご覧ください。施策5「読書活動の充実」でございます。各事業において、学校図書館の訪問による指導助言や研修会など学校と図書館支援や読書活動を充実させるための取組を行いました。一方で成果指標の評価はいずれも未達成でありますので、施策の実現に向けて「やや遅れ

あり」と評価いたしました。続きまして 23 ページをご覧ください。施策 9「運動やスポーツに親しむ機会の充実」でございます。各事業において、ヘルシースクール事業に加え校長会を活用した体力向上の今後の方向性を考える機会を設けるほか、企業と連携した体育授業の実践など新たな取組を行いました。一方、成果指標の評価は、いずれも未達成となりますので、施策の実現に向けて「やや遅れがある」と評価いたしました。続きまして、33 ページをご覧ください。施策 14「教育の ICT 環境整備の充実」でございます。各事業において、端末の導入や教職員向け研修会など、GIGA スクール環境の維持に取り組みました。一方、成果指標の評価は、いずれも未達成となりますので、施策の実現に向けて「やや遅れがある」と評価いたしました。続きまして 35 ページをご覧ください。施策 15「教職員の ICT 活用指導力の向上」でございます。各事業において、各学校への授業訪問による支援や指導用デジタル教科書の全校導入など、ICT 活用指導力の向上に取り組みました。成果指標については、成果指標 33 の評価は達成しているものの成果指標 34 の評価はいずれも未達成となりますので、施策の実現に向けて「やや遅れがある」と評価いたしました。続きまして 45 ページをご覧ください。施策 20「不登校児童生徒への対応」でございます。各事業において、スクールサポートスタッフやライフカウンセラーの配置、教育支援センターの運営など、不登校対策に取り組みました。一方、成果指標の評価は、いずれも未達成となりますので、施策の実現に向けて「やや遅れがある」と評価いたしました。続きまして 59 ページをご覧ください。施策 27「生涯学び、活躍できる環境の整備」でございます。各事業において、市民への学びの機会の提供や学生ボランティアの活動推進など、生涯学習における環境の整備に取り組みました。一方、成果指標の評価はいずれも未達成となりますので、施策の実現に向けて「やや遅れがある」と評価いたしました。今後はこの点検・評価の結果を踏まえ、新たな取り組みの企画立案や事業の拡充・見直し等を行ってまいります。以上、概要を説明させていただきました。

続きまして、議案 11 ページをお願いいたします。諮問理由についてご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項及び第 2 項におきまして「教育委員会は毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価（以下、点検・評価と読みさせていただきます）を行いその結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表しなければならない」とされております。

また「点検・評価を行うにあたっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」とされております。そこで、令和 6 年度の点検・評価について市川市教育振興審議会に意見を求めるため、諮問するものでございます。12 ページをお願いいたします。こちらが諮問書となります。続いて今

後の予定についてご説明します。本日、本議案を議決いただきましたら市川市教育振興審議会に諮問を行い、8月の教育委員会会議において答申の報告と最終的な報告書について教育委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、報告及び議案について質疑はございますでしょうか。はい、広瀬委員お願いいたします。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。「やや遅れあり」というところと、「順調」等に評価されているものについてもお質問してよろしいでしょうか。「やや遅れあり」とある、35、36ページのICTの活用について拝見しましたが、もちろん成果指標を出すのはすごく大事なかなと思いつつ、ICTの活用頻度における活用指標の幼稚園の部分が29パーセントとなっており、著しく低いことから、幼児期の教育の特性について考慮する必要があるかなと思います。別にICTと相性が悪いわけではなく活用するところも多くあるのですけれども、実際の経験を重んじる幼児期の教育の中では、頻度と問われると、どうしてもパーセンテージは低くなるのではないかと思います。では、指標を上げればよいかというところだけで問われてしまうと、幼稚園の現場で働かれている先生方もちょっと苦しいと思われますので、ご配慮いただくと大変ありがたいなと個人的には思います。あともう一つ、「やや遅れあり」となっている45ページの不登校のお子さんの話についてです。これは、一保護者として思うのですけれども、参考指標の11番「不登校児童生徒の出現率」で、小学校が2パーセントに対し中学校が6パーセントと、急に3倍に上がる点について、教育委員会ではその原因や背景等をどのように分析されているのか非常に気になるところでございます。自分の子どもも中学生になりましたが、小学校は当たり前に来ていた仲間が、中学1年生になるとパタリと来なくなるという話を耳にします。そのギャップについて、教育委員会はどのような分析をし、どのような対応を考えるのか、学びを止めないという意味で非常に大きなものだと思いますので、今後は是非ともお考えいただきたいと思います。

次に、「順調」という評価がされているところについてです。質問ではなく意見等になりますが、4ページの保護者・児童生徒アンケートの部分を見ますと、幼稚園の保護者は230人となっておりますが、これは公立幼稚園の保護者に限っているということですのでよろしいでしょうか。これはなぜ、民間には広げないのでしょうか、といいますのも、公立幼稚園の規模縮小を昨年度に決めたという経緯もあり、その後の市川市の幼児教育を考えた時に、この指標の中

にはかなり先生方や保護者の方に問うアンケートが多くあると思うのですが、公立幼稚園だけでは限界があると感じます。いくら公立は教育要領に則ってきちんとやっており、指標としては高く、「順調」という結果になるのですが、果たしてそれは市の教育そのものを反映しているのでしょうか。多様な園の保育がある中で、きちんと実態を捉えることが市として必要になってくるのではないか思い、そのあたりどのようにお考えなのか今後の見通し等も含めて教えていただければと思います。

○山元幸恵委員

3点ご質問が出ましたので、まずは幼稚園のICT活用に関する部分について、お願いします。

○教育政策課長

教育政策課長です。幼稚園は小・中学校に比べてICTの環境が整っていないという部分も恐らくございますし、お話いただいたように、ICTの活用について幼児期の子どもたちに果たしてどれだけ勧めてよいのかという部分については、こちらでも意見が出ております。続いて、成果指標の評価に幼稚園を入れてよいのかどうかについても話が上がっておりますので、これについては教育振興審議会でしっかりと審議をいたしてまいりたいと思います。

○山元幸恵委員

では2点目、不登校が中学校で増えていることについて、お願いします。

○指導課長

指導課長です。不登校について、小学生よりも中学生の方が多いという実態につきましては指導課でも把握しており、各学校を回って不登校の実態等について、聞き取り等を行っておりますが、理由については、現在、手元に資料がございませんのでまた確認を行い、お答えさせていただきたいと思います。

○山元幸恵委員

では、これについてはまた後日ご回答ということでよろしいでしょうか。最後になりますが、幼稚園の保護者に対するアンケートの対象が公立のみであることについてどう考えるか、お願いいたします。

○教育政策課長

教育政策課長です。現在、小学校と中学校共に公立の児童生徒のアンケートを取らせていただいております。おっしゃる通り、母数は多い方がよく、市内の保育活動を共に取り組まれている幼児、児童、生徒でございますので、今後、教育振興審議会等で検討させていただきたいと思っております。

○山元幸恵委員

広瀬委員よろしいでしょうか。

○広瀬由紀委員

ありがとうございました。最後に申し上げた質問の、民間へ拡大し、教育を市全体で考える、という姿勢を市の教育委員会が見せるという点に期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

他にございませんか。駒委員、よろしくお願いいたします。

○駒久美子委員

私も広瀬委員と同じところで、なぜ幼稚園は 230 人のみなのだろうというところを質問したいと思いました。今のお答えであれば、公立であればということでしたら、公立保育所の 3 才から 5 才の保護者の方に意見を求めることも必要だと思います。3 才以上児は、幼稚園教育要領と同じように保育所保育指針であっても教育を行うということになっておりますので、そういったところからも、保育所もアンケートの対象としていただけると良いのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

ご要望ということになるのかと思いますが、この点についてお願いいたします。

○教育政策課長

教育政策課長です。お話ありがとうございます。この件についても、教育振興審議会等で審議してまいりたいと思います。

○山元幸恵委員

他にございますでしょうか。田中委員、よろしくお願いいたします。

○田中大介委員

46 ページの成果指標の評価の 44 番「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答する児童・生徒の割合についてです。このパーセンテージについて、比較の対象がないので分からないのですが、一般的に児童・生徒は大人に対し、こういった評価をするものなのか、他だと 80%くらいは出てくるものなのか、そのあたりの現状が分かればと思います。それと関連すると、42 ページの 39 番「学校に行くのは楽しいと思う」と回答する児童・生徒の割合は結構高いのですが、学校で大人には相談しないとなると、児童・生徒というのは友達とは楽しいが、親や先生に対してはなかなか上手く言えないなど、そういう実態が見えるかと思いましたので、もし何か参考にお話いただけたことがあればお願いいたします。

○山元幸恵委員

これについては、指導課の方でよろしくお願いいたします。

○指導課長

指導課長でございます。ご質問ありがとうございます。学校に行くのは楽し

いという回答の数値が高いということにつきましては、評価されることだと思いますし、委員の方からお話あったように、学校というのは、教員だけでなく、友達や様々な活動があつての学校となっておりますので、その中で子どもたちが色んな楽しみや喜びを見いだせている結果であると思います。ご指摘のとおり、教職員に相談ができないという一定数の児童・生徒がいる点については、大きな課題であると思います。学校の中には、教員だけでなく、様々な職員がおり、ライフカウンセラーやスクールカウンセラーといったようなカウンセラーも配置しておりますので、教職員だけでなく、様々な職員に相談ができるような体制をとる中で、この数値がもっと上がるように、指導課といたしましても真摯に受け止めてまいりたいと思っております。

○田中大介委員

ありがとうございます。

○山元幸恵委員

他にございますか。大高委員お願いいたします。

○大高究委員

24 ページで「やや遅れあり」の運動やスポーツに親しむ機会の充実についてですが、一番下の参考指標 6 番、新体力テストの総合得点 T スコアを見て、少し驚きました。この偏差値 47 は児童男子、児童女子、生徒男子、生徒女子全てが平均を下回っているということなのですから、これは例えば近隣の船橋や松戸など、要は都市部であるが故にこのような低い数値が出ているのか、もう少し地方に行くと運動量が多くてそちらの数値は高いのか。市川市だけでなく地域傾向があるのか分かれば教えていただきたいと思います。

○山元幸恵委員

保健体育課お願いいたします。

○保健体育課長

保健体育課長です。こちらの令和 6 年度の 47 という数値は市川の体育が出典となります。小学校 1 年生から中学校 3 年生までの男女別の数値を出したところ、全国平均 50 に対し、市川市は 47 ということで若干低い数値となっております。委員からご質問のありました近隣他市との比較データは現在手元にございませんが、近隣他市と比べ、遜色のないといえますか、下回らないような施策をとっていきたいと思っております。

○山元幸恵委員

それについては、後日データが出るということでしょうか、それともそれは出ないということでしょうか。

○保健体育課長

調べてデータを出せるようにしてまいりたいと考えております。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。大高委員よろしいでしょうか。最後に私の方からもいくつかお願いいたします。今回、「やや遅れがある」といって出た項目は、少なくともここ5年、毎年同じ傾向だと思います。やはり一番課題になっている部分ということです。それに対して施策は色々な改善を図っていると思うのですが、実際、成果指標が上がらないということが大きな問題であり、なぜ乖離しているのかということです。もちろん、それぞれ項目ごとに違うとは思いますが。例えば、15ページの読書活動の充実について、市川はこれをひとつの大きな柱にしてきてはいますが、既に相当時間が経過しているにもかかわらず、実際に学校を見に行くと図書館関係者から、正直子どもたちにとって魅力的な図書室が作れない、予算がまわってこなくて魅力的な本を揃えられない、という声を聞きます。では、予算のない中でも、子どもたちにとって魅力的な図書館を作るためにどういう施策が出来るかについて一歩踏み込まないと、毎年これを繰り返していくことになるかと思います。現在、子ども達が活字離れしているのが当たり前で、それでも惹きつけるというのは大変な努力が必要です。実際に現場の方々は頑張っているのですが、子供たちを惹きつけるだけのものがなければならないことから、担当の方はさらに考えていただけたらと思います。ICTに関しても、ICT支援員の配置は、各自治体でかなりバラつきがあると新聞等で扱われておりますが、市川の現状はどうかお伺いしたいと思います。また、45ページの不登校児童・生徒への対応について、去年、市長との対談の際にも話題が上がったかと思いますが、市川における不登校の出現率は高いものの、様々な相談機関にて対応している割合が非常に高いという数字を見せていただいた記憶があります。様々な施策をとり、人も配置されておりますので、さらにそれをどうしたら有効に活用できるかについても是非考えていただきたい。ただ、指標の0に近づけるということですが、目標として0パーセントはなかなか厳しいので、指標の設定等についてもどうか感じました。以上3点について、答えることが難しいものもあるかと思うので、先ほどのICT支援員についてだけはお答えいただきますようお願いいたします。

○教育センター所長

教育センター所長です。ICT支援員の、国で定める基準である4校に1人は達成できておりませんが、今年度6校に1人まで改善してきております。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。この中の文章にも月に1度や2度とありますが、月に1度や2度来る程度では正直、細々と推進してゆくのは難しいと思うので、少なくとも国の基準を目指して頑張ってくださいよう、お願いいたします。

○教育センター所長

オンライン相談という形で、必要に応じて対応していくことを昨年度から始めています。国の基準を目指して改善していきたいと思います。

○山元幸恵委員

私からは以上です。みなさんもよろしいでしょうか。教育長どうぞ。

○教育長

いくつかコメントさせていただきます。まず、体育でございませけれども、全国的な傾向から見るとやはり都市部よりも地方部の方が体力テストの結果が良いのですが、地方だから全部が良いのではなく、特色のある、結果の数値が高い県もございます。体力テストの情報は県ごとにしか出ていないため市ごとの情報を把握できておりませんが、特色や結果の数値が高い県の良い取り組みを勉強して施策として取り入れなければならないのかなと思います。2つ目の幼稚園のICTの活用でございませけれども、そもそもこの成果指標の判断の仕方が、実績値に基づいて100パーセントから90パーセント、90パーセントから80パーセント、80パーセント未満というような形で行っています。正直、評価としてはおかしい評価の仕方をしているものと私は考えております。ですから先ほど山元委員も仰ったとおり、0パーセントを目指すといってもなかなか難しいというような数値もございます。そのため来年度からは、しっかりと目標値を設定して、目標値と実績値との乖離状況で評価をするという形にもっていかなければならないと考えており、来年度はそういった評価ができるようにしていきたいと思っています。不登校の、小学校から中学校で増えるという状況についても、全国的な状況ではございます。中1ギャップという問題や、小学校の方でも、幼稚園や保育所から小学校に上がる観点から小1ギャップと言われています。それを解消するにはやはり学校種間の連携をしっかりとっていきましょうとなります。幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校という形になりますので、その辺をしっかりと、幼保小の連携、小中の連携を進めるような施策をとっていかねばならないと考えているところでございます。最後に、アンケート調査の対象でございますが、そもそも教育振興基本計画の対象となる施策が何なのかによって、取るべきアンケート者が対象にならないといけないと思います。そのため、私立の小学校、中学校は対象にはならないのが前提となるのですが、幼保小の連携の関係から保育所がどこまで対象となるのか、私立幼稚園がどこまで対象になるのか、施策に応じたアンケート対象をしっかりと捉えて対象とすべきだと考えております。

○山元幸恵委員

よろしいでしょうか。それでは、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 11 号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。議案の 13 ページをご覧ください。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもので、社会教育法第 29 条に基づき市川市公民館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項に規定されております。本案は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 3 項に定められた 2 年間の任期が、本年 6 月 5 日をもって満了となることから、同条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、委員 10 名の委嘱を提案させていただくものです。新たな任期につきましては、令和 7 年 6 月 6 日から令和 9 年 6 月 5 日までの 2 年間となります。委嘱する委員は 14 ページのとおりです。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 12 号「市川市博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○文化財課長

文化財課長です。議案の 15 ページをお願いいたします。このたび、市川市博物館協議会委員の任期が、本年 7 月で満了となることから、「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例」第 10 条第 2 項の規定に基づき、新たな委員を任命する必要があるため、議案としてお諮りさせていただくものです。続いて 16 ページをお願いいたします。新たに任命する委員の一覧となります。再任が 10 名、新任が 4 名となり、任期は令和 7 年 7 月 5 日から令和 9 年 7 月 4

日までの2年間となります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第13号「市川市少年補導員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案の17ページから19ページをご覧ください。市川市少年補導員より、辞職願の届けがありました第1号委員PTA会員13名を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第9条第2項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、関係機関から推薦のあった13名を少年補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に戻ります。報告第7号「令和7年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の21ページから23ページまでをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、市長から「令和7年度市川市一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育に関する事務に係る部分

について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和7年5月22日に臨時に代理し、異議のないものとして市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。議案の24ページをご覧ください。歳出予算について、ご説明いたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費において、市川市立塩焼小学校の元教頭が、学校徴収金を着服したことから、子供達の学びを止めないために、着服した現金を賠償する必要があるため、その賠償金を計上したものです。なお、補正予算成立後につきましては、当該元教頭に求償していく予定です。次に、第4目・教育センター費において、デジタル教科書実証研究事業助成金の交付が決定されたことに伴い、対象校である富美浜・二俣・塩焼小学校において、研修のための講師謝礼金、デジタル教科書を導入している先進市への視察として職員旅費、関連書籍等購入のための消耗品費を計上したものです。次に、第6項・社会教育費において、令和7年度コミュニティ助成事業助成金の交付が決定されたことに伴い、これまで道路が狭く進入困難だった北部エリアに向けた図書館サービスの充実を図るため、小回りの利く軽自動車の自動車図書館車1台を購入するため計上したものです。以上、今回の補正では1,896万8,000円の増額をするもので、教育費に係る歳出予算全体の合計額は、174億6,596万8,000円となります。続きまして、同じく議案24ページ上段をご覧ください。歳入予算については、主に先ほどご説明いたしました歳出事業に係る助成金等による特定財源の増額を計上し、今回の補正では560万円の増額をするもので、教育費に係る歳入予算全体の合計額は、36億6,074万1,000円となります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第7号を終了いたします。次に、報告第8号「市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育施設課長

教育施設課長です。議案の25ページから34ページをご覧ください。令和7年6月市議会定例会に議案を提出する前に、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本契約の内容には異議のないものとして教育長が臨時代理いたしましたので同上第2項の規定によりご報告いたします。はじめに、

25 ページをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により契約の承認を市議会へ提案するものです。市長より教育委員会に対して意見聴取があり、教育長が臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。次に、資料 28 ページをお願いいたします。1. 工事名、市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事。2. 工事場所、市川市大洲 4 丁目 18 番 1 号、地名地番、市川市大洲 4 丁目 9 番 1 の一部外。3. 請負代金額は、4 億 6,178 万円。4. 契約方法は、一般競争入札。5. 契約相手方は、市川市高谷 1 丁目 7 番 17 号、岩堀建設株式会社、代表取締役、岩堀一臣。6. 工事概要は、市川市立大洲小学校の（仮称）教室棟の増築工事で、鉄骨造、地上 2 階建の（仮称）教室棟及び渡り廊下の建築工事一式でございます。次に、30 ページをお願いいたします。工期ですが、工事着手は、6 月議会の議決後 7 日以内に、令和 8 年 3 月 16 日の完了を予定しております。なお、仮契約日は 3 月 17 日でございます。続きまして、31 ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、開札年月日は、第一回が令和 7 年 2 月 27 日、第二回が令和 7 年 3 月 3 日で、入札方法は、一般競争入札で行いました。予定価格は、4 億 6,607 万円で、入札結果は、第二回において 2 社が入札に参加しましたが、1 社が辞退となりましたことから、予定価格内での応札は、岩堀建設株式会社 1 社となり、同社を落札者として決定したものでございます。最後に、32 ページから 34 ページに、案内図、配置図、平面図、立面図を添付させていただいております。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 8 号を終了いたします。次に、報告第 9 号「市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案 35 ページをご覧ください。本年 6 月 3 日をもって任期満了となる委員について、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要がありました。次のページをご覧ください。委嘱委員一覧のとおり、学識経験のある者 5 名を委員として委嘱したことを報告します。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 9 号を終了いたします。次に、報告第 13 号「損害賠償の額の決定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案の 37 ページをご覧ください。令和 7 年 5 月 26 日に
行われた、千葉県教育委員会定例教育委員会会議で、市川市立塩焼小学校 52
歳男性教頭に対し、「懲戒免職」の懲戒処分が下されました。処分事由につき
ましては、学校徴収金の着服を行った事案でございます。当該教頭は、令和 5
年 6 月頃から同 7 年 3 月頃までの間、勤務校の学校徴収金に係る口座から
13,337,337 円を着服しました。着服した総額を、生活費に使ったことを認め
ております。6 月議会で承認をされた場合、賠償金は学校の「徴収金総合口座」
に補填し、学校が現 5 年生と現 6 年生の積立金口座に振り分けるとともに、未
払いの業者に学校から支払いをいたします。また、賠償金額は、「令和 6 年度
の教材費」と「令和 5 年度と 6 年度の宿泊学習の積立金」に被害が出ているこ
とから、教材費の賠償額は、業者への未納分を確認し、その合計といたしまし
た。積立金については、被害が発生している現 5 年生、6 年生について、令和
6 年度の最終人数×それまで積み立てられている金額で計算しております。そ
の結果、教材費未払い金 4,775,803 円、現 5 年生積立金 3,672,000 円、現 6 年
生積立金 4,889,534 円、合計 13,337,337 円となります。この件は、市川市教
育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定によ
り、令和 7 年 5 月 20 日に臨時代理いたしましたので、同条第 2 項の規定によ
りこれを報告いたします。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特
にないようですので、報告第 13 号を終了いたします。続きまして「その他」
に入ります。その他 (1)「令和 7 年度における教科書展示会について」を説明
してください。

○指導課長

指導課長です。お手元の資料のその他 (1) 43 ページをご覧ください。令和
7 年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校・特別支援学校用の教
科書及び令和 8 年度使用の特別支援学校用の教科書見本を展示する予定とな
っております。展示会の期間は、第 1 回が 6 月 13 日から 7 月 2 日まで、第 2
回が 7 月 7 日から同月 11 日まで、第 3 回が 7 月 19 日から 8 月 31 日までとな
っております。場所は第 1 回につきましては、市役所第 1 庁舎 1 階にあります
大型モニター前スペースで行います。第 2 回は南行徳市民談話室で、第 3 回は
生涯学習センター 3 階の市川市文学ミュージアム資料室です。多くの方に見て
いただくことができるよう、昨年度より、第 1 回目は第 1 庁舎にて展示会を実
施しており、200 名を超える方が来庁されました。なお、教科書展示は市民か
ら早期に行うよう要望があるため、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示
として、第 1 回展示会に先立ち、第一庁舎で数日間早目に展示する可能性があ

ることを申し添えます。以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他（1）を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、報告第10号、11号、12号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、各部部长・次長、義務教育課長、教育総務課長以外の方は退席となりますので、ここで暫時休憩いたします。

（指定職員以外 退席）

【非公開 報告第10号、報告第11号、報告第12号 審議】

○教育長

これより、報告第14号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、各部部长・次長、教育総務課長以外の方は退席し、指導課長を入室させますので、暫時休憩いたします。

（指定職員以外 退席・指導課長 入室）

【非公開 報告第14号 審議】

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

（職員 入室）

○教育長

お待たせいたしました。それでは、その他 教育委員の皆様から、ご意見・ご要望がありましたら、承ります。ないようでしたら、前回の定例教育委員会後の教育長の動きについてご報告させていただきます。定例教育委員会会議後、「全国国府サミット in 市川」に向け、国府台遺跡、下総国分寺跡などの視察を山元委員、田中委員、駒委員とさせていただきました。学校給食の無償化関連といたしまして、学校給食の視察を3校ほどいたしました。その他に

も大洲中学校の夜間学級や部活動の地域展開、日本サッカー協会の夢の教室、千葉ロッテマリーンズのベースボールチャレンジなどの視察も行っています。また、現在、運動会や体育祭のシーズンであり、今のところ3校視察させていただいています。他の委員の方々もご覧いただいていることと思います。社会教育関係では、生涯学習センター、メディアパーク市川にて、中央図書館、教育センター、サポートルームふれんど市川、中央こども館、文学ミュージアムについても視察しております。その他にも、子ども会育成会連絡協議会や青年会議所、ユネスコ協会、私立幼稚園PTA連絡協議会、民生委員児童委員協議会などの式典や会議に出席させていただきました。教育長、教育委員会関係の会議ですと、全国都市教育長会議や千葉県市町村教育委員会連絡協議会、関東甲信越静市町村教育委員会連合会にも出席させていただきました。文科省の講演などもございましたので、最新の情報も還元できればと思います。更に、筑波大学附属聴覚特別支援学校創立150周年記念式典にも参加させていただきました。秋篠宮妃殿下のご臨席を賜りました。聴覚支援関係の校舎の中も拝見させていただきました。私からは以上でございます。これをもちまして、令和7年6月定例教育委員会を閉会いたします。